

かつお溜め釣り漁伝来 350 年記念ロゴマークの使用について

気仙沼市は、和歌山県新宮市から紀州かつお溜め釣り漁が伝来して今年で 350 年の節目を迎えることから、かつお溜め釣り漁伝来 350 年を記念し、「気仙沼産かつお」の魅力とともに「かつおのまち気仙沼」を市内外へ幅広く発信することを目的に気仙沼市生鮮かつおプロモーション事業実行委員会でロゴマークを作成しました。

ロゴマークは、かつお溜め釣り漁伝来 350 年の P R を目的として使用することができます。使用に当たって料金は発生しません。ただし、商品パッケージへの使用など商用で利用する場合には、事前に使用申請が必要となりますので、手続きをお願いします。

なお、使用申請が必要ない場合でも、下記 4 に該当する場合は使用できません。

【使用承認なく使用できる例】

- ・企業や団体、個人がかつお溜め釣り漁伝来 350 年の P R を目的に、名刺、封筒、ポスター、パンフレット、ホームページ、店舗の入口への掲示などに使用する場合
- ・新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

1 使用できる画像

①ロゴマーク



②ロゴバナー



③背景無パターン A



④背景無パターン B



2 使用期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとします。

3 使用申請手続

下記 URL もしくは QR コードから申請してください。

なお、使用承認を受けた後で、申請内容と異なる使用する場合も同様に変更申請してください。

【申請 URL】 <https://forms.office.com/r/cXik3XPwbT>



QRコード

申請内容を審査のうえ、使用承認するものについては、使用承認書を申請者に交付します。

4 使用承認しない場合

次の各号に該当する場合は、使用を承認しません。

- (1) 気仙沼市の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

5 使用条件

使用承認、変更承認を受けた場合は、次の各号に従って適正に使用してください。

- (1) 使用する大きさには制限はありません。
- (2) 縦・横の比率、バランスの変更はできません。
- (3) ロゴマーク使用品の現物又は写真（画像データ）を気仙沼市生鮮かつおプロモーション事業実行委員会 事務局 気仙沼市産業部水産課へ提出してください。なお、提出されたロゴマーク使用品・写真は返却しません。
- (4) 写真（画像データ）を提出する場合は、下記メールアドレス提出してください。

【写真（画像データ）提出メールアドレス】 suisan@kesennuma.miyagi.jp

※ロゴマーク使用品又は写真については、かつお溜め釣り漁伝来 350 年記念事業プロモーションのため、使用場合があります。

6 使用承認の取り消し

使用条件に違反した場合、または申請内容に虚偽があることが明らかになった場合、使用承認を取り消します。この場合は、直ちに使用を中止、使用物の回収・撤去等を行ってください。

7 その他

- ・令和 8 年 3 月 31 日までの期間の使用承認を受けたもので、当該期間内に製品等に付されたロゴマークについては、当該期間を超えて使用することができます。
- ・ロゴマークは、かつお溜め釣り漁伝来 350 年の P R を目的に使用されるものであり、商品やサービスの品質等を保証するものではありません。

8 問い合わせ先

気仙沼市生鮮かつおプロモーション事業実行委員会事務局

気仙沼市産業部水産課加工振興係

〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町一丁目 1 番 1 号

TEL : 0226-22-3435

E-mail : suisan@kesennuma.miyagi.jp